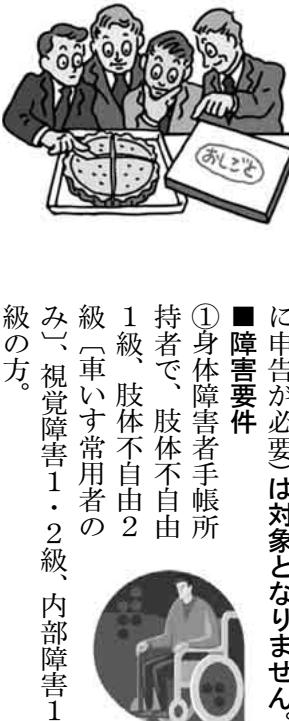


『活力創生釧路市集中改革プラン』による 「事務事業の見直しに ご理解、ご協力を」

財源不足を解消し、行財政改革を
集中的に実行するため作成した『活力創生釧路市集中改革プラン』に基づき、事務事業の見直しを行いました。

実施にあたりまして、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。主な見直しの概要は、次ページご覧表のとおりです。

※その他の事務事業の見直しの詳細につきましては、今後、「広報くしろ」への掲載をはじめ、担当課から皆さんへ適時お知らせをする予定です。



どのような事業が見直されたのか一部を紹介します（次ページ一覧表の番号に対応しています）。

14 「重度障がい者 交通費助成」に所得制限

交通費助成（タクシー・ガソリンチケット）に所得制限を導入します。申請書を前回助成対象者へ送付（4月6日発送予定）しますので、所得要件に該当する方のみ申請してください。

■所得要件

市民税非課税世帯・生活保護世帯の方。

※市民税課税世帯・未申告世帯（事前に申告が必要）は対象となりません。



35 「中小企業融資制度」の 融資条件などの見直し

中小企業向け融資制度の一部統合や融資条件などを見直しました。

■丸釧資金

運転資金・設備資金合わせて5千



万円までの融資あつせんを受けられるようになります（金融機関の審査の結果、ご希望どおりの融資が受けられない場合もありますので、ご注意ください）。

※そのほか、改正内容の詳細については、市のホームページに掲載します。

問合先 市役所商業労政課商業振興担当（☎0154-31-4548）

45・46 「道路照明灯」の間引き 点灯および点灯時間短縮

道路照明灯の間引き点灯および点灯時間短縮を行います。

幹線道路などの連続照明灯を対象とし、4月から逐次実施しますので、ご協力とご理解をお願いします。



問合先
市役所行財政改革推進室
(☎0154-31-4592✉ku110801@city.kushiro.hokkaido.jp)

なお、節電する照明灯には「節電中」のシールを張り、お知らせします。また、路線に面している関係町内会会長あてに、詳細図を送付し、回覧していただきようお願いをしています。

※対象となる路線は、4月中に市のホームページに掲載する予定です。

問合先 市役所道路河川課

（☎0154-31-4558）

どのような事業が見直されたのか一部を紹介します（次ページ一覧表の番号に対応しています）。

②療育手帳所持者で知的障害Aの方。
※施設入所者や長期入院している方は除く。

①身体障害者手帳所持者で、肢体不自由1級、肢体不自由2級、「車いす常用者のみ」、視覚障害1・2級、内部障害1級の方。

※そのような事業が見直されたのか一部を紹介します（次ページ一覧表の番号に対応しています）。

（☎0154-31-4548）